



運営指導について

◆ 運営指導

実施目的：介護給付等対象サービスの質の確保
保険給付の適正化

実施根拠：国及び都道府県においては、法第24条「帳簿書類の提示等」、市町村においては、法第23条「文書の提示等」の規定により、報告徴収や照会等を行うことができる。

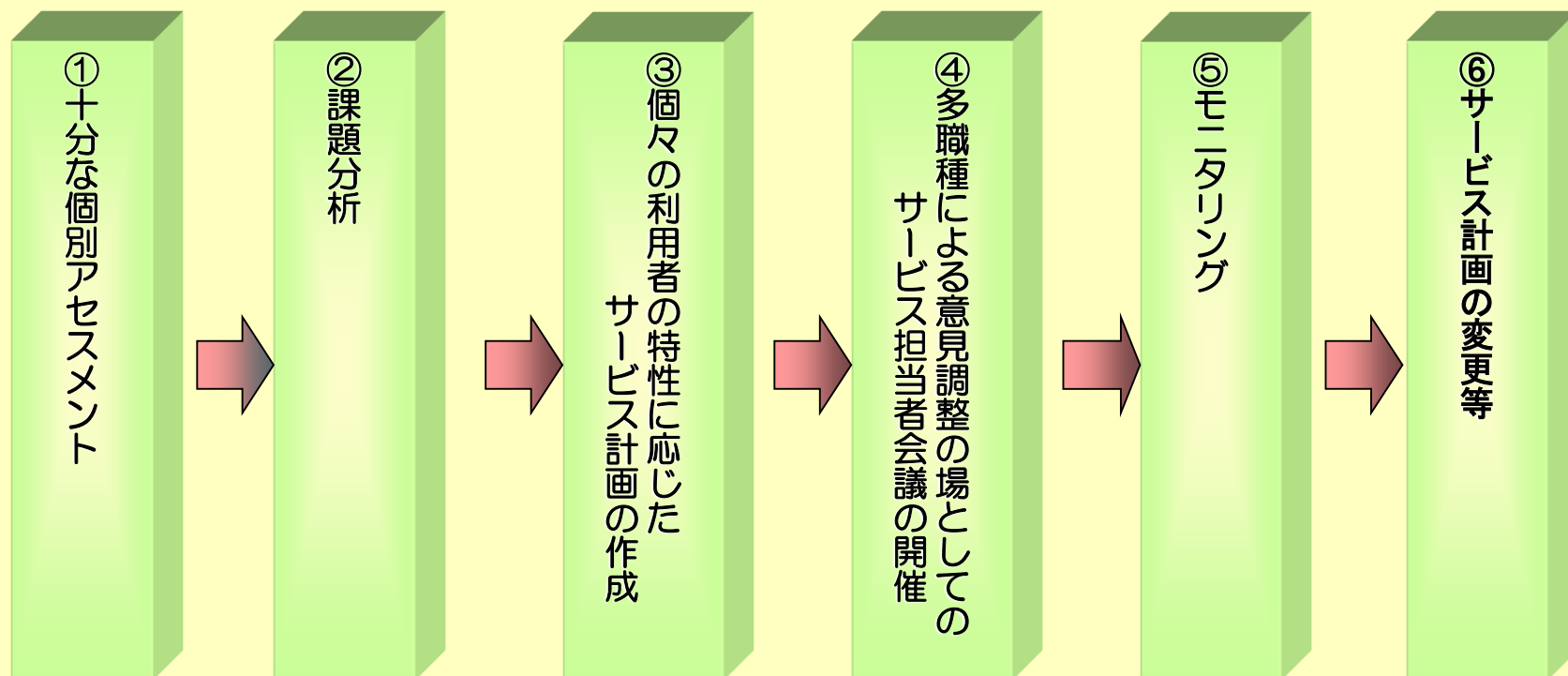
具体的な指導内容：

- ① 政策上の重要課題である、「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」、「認知症ケアの理解」等に基づく運営上の指導
- ② 不適切な報酬請求防止のため、報酬請求上において特に加算・減算について重点的に指導

◆運営指導①

○運営指導

- 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解、防止のための取り組みの促進について指導
- 利用者毎のニーズに応じたケアプランの作成からケアプランに基づくサービス提供、計画の見直しまでを含む一連のケアマネジメントプロセスの重要性について理解を求めるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等の適切な実施、個別ケアの推進について指導



◆運営指導①

高齢者虐待の状況

○全国の状況

	H28	H29	H30	R01	R02	R03
養護者による	16,384	17,078	17,249	16,928	17,281	16,426
養介護施設従業者等による	452	510	621	644	595	739

○沖縄県の状況

	H28	H29	H30	R01	R02	R03
養護者による	134	156	185	198	216	206
養介護施設従業者等による	9	10	9	7	7	7

・令和3年度から、居宅サービス・施設等の運営基準に、虐待防止等の措置が記載されており、速やかに体制整備をする必要がある。

・施設内だけでなく、訪問サービス等は養護者による虐待へ遭遇した時の対処法なども、知識として習得している必要がある。

◆運営指導②

○報酬請求指導

◇目的: 不適正な請求の防止とよりよいケアへの質の向上を目的とする指導を「介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月）」を用いて実施。

各種加算等について、**報酬基準に基づいた実施体制の確保、個別ケアプランに基づいたサービス提供、多職種との協働によるサービス提供の実施等**の基本的な考え方や基準に定められた算定条件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているかをヒアリングにおいて確認する。

※下記の自己点検シートを事前提出資料と位置づけ、事業者が自己点検を行うことにより、加算等に必要とされる報酬基準上の体制や実施内容が十分理解され、適切なサービスの確保となるようつなげていく。↓

106 通所介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
通常規模型通所介護費	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人以内	<input type="checkbox"/> 該当	
大規模型通所介護費(I)	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人超~900人以内	<input type="checkbox"/> 該当	
大規模型通所介護費(II)	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人超	<input type="checkbox"/> 該当	
定員超過減算	介護保険法施行規則第119条の規定に基づき都道府県知事等に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準減算	指定居宅サービス基準第105条の2の規定の適用を受けない指定通所介護事業所にあつては、指定居宅サービス基準第93条に定める員数を置いていない場合	<input type="checkbox"/> 該当	
	指定居宅サービス基準第105条の2の規定の適用を受ける指定通所介護事業所にあつては、同条第1号に定める員数を置いていない場合	<input type="checkbox"/> 該当	
2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	心身の状況その他利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合	<input type="checkbox"/> 該当	

※新様式については、近日中にHPへ掲載いたします。

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護サービス関係(介護指導班) > 実地指導における事前提出資料等について

◆運営指導②

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

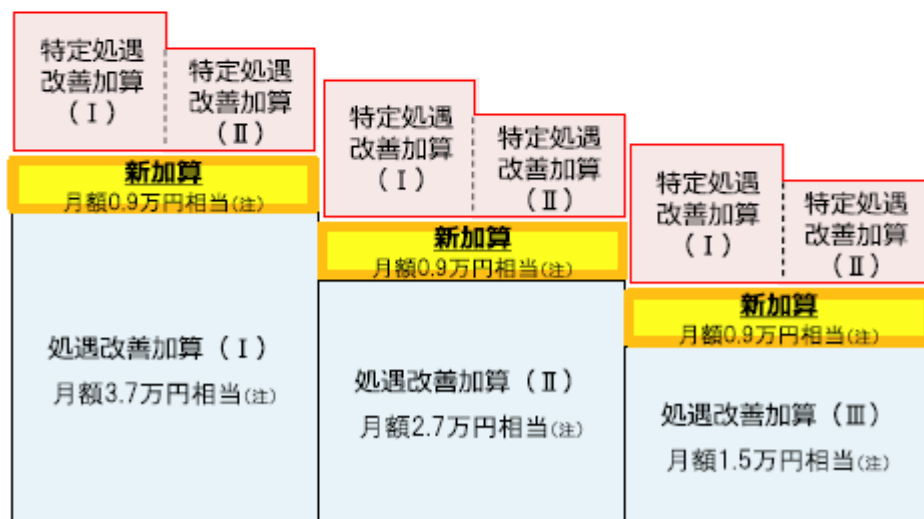
新加算(介護職員等ベースアップ等支援加算)

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
 - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ



[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

※令和4年10月から、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に加え、介護職員等ベースアップ等支援加算も追加されている。(令和5年度の計画所書等は、近日中にホームページへ掲載)

令和6年度 義務化事項について

(令和3年度介護報酬改定に伴う国の基準省令改正)

○全サービス共通

1 感染症対策の強化

委員会開催、指針の整備、研修の実施訓練(シミュレーション)の実施等

2 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付ける。

3 認知症介護基礎研修の受講義務付け(無資格者がいないサービスを除く)

認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。

4 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又は再発防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付ける。

○施設系サービス共通

1 口腔衛生管理の強化

全ての施設系サービスにおける口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入所者の状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させる観点から、口腔管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。

2 栄養ケア・マネジメントの充実

介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、施設系サービスにおける栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととする。このため、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける(栄養士又は管理栄養士の配置を求める。)

他県における行政処分の 事例について

事例1

サービス種別：訪問看護

処分内容：指定取消

処分理由：人員基準違反、虚偽答弁・監査妨害、不正な手続きによる指定

- (1) 人員基準違反(介護保険法第77条第1項第3号)
事業所の指定後、継続して訪問介護員を常勤換算で2.5人以上配置していない。
- (2) 虚偽答弁・監査妨害(介護保険法第77条第1項第8号)
令和3年2月15日の監査において従業者について事実と異なる虚偽の答弁を行った。また、聴取対象者になりすます代役をたて、監査権に基づく質疑応答にあたらせ監査の妨害を行った。
- (3) 不正な手続きによる指定(介護保険法第77条第1項第9号)
事業所の従業者として勤務する見込みのないものを従業者として記載することにより、人員基準を満たしていないにも関わらず満たしていると偽って指定を受けた。
- (4) 法令違反(介護保険法第77条第1項第10号)
一体的に運営している居宅介護事業所「〇〇〇」が指定取消処分となった。

事例2

サービス種別：訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス

処分内容：指定取消

処分理由：人員基準違反、運営基準違反、不正請求、不正又は著しく不当な行為

- (1) 人員基準違反(介護保険法第77条第1項第3号)
管理者やサービス提供責任者を配置していない期間があった。
- (2) 運営基準違反(介護保険法第77条第1項第4号)
管理者による従業者及び業務の一元的管理並びに従業者への運営基準遵守のための指揮命令がおこなわれておらず、サービス提供責任者が訪問介護計画を作成していなかった。
- (3) 不正請求(介護保険法第77条第1項第6号)
配置すべき従業者の基準並びに介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていなかったにも関わらず、介護給付費を不正に請求し受領した。
- (4) 不正又は著しく不当な行為(介護保険法第77条第1項第11号)
虚偽の変更届出書を提出し、人員基準を満たしているかのように偽装した。

事例3

サービス種別：訪問介護

処分内容：指定取消

処分理由：人格尊重義務違反、不正請求、虚偽報告

(1) 人格尊重義務違反(介護保険法第77条第1項第5号)

令和3年9月から同年10月までの間、利用者2名に対し、居室のドアノブを紐で縛ることにより、居室に隔離していた。

(2) 不正請求(介護保険法第77条第1項第6号、生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項第4号)

令和3年7月から同年10月までの間において、64回、虚偽のサービス提供の記録を作成し、これを基に不正に介護給付費及び介護扶助費を請求し、受領した。また、令和2年8月から令和3年11月までの間において、589回、サービス提供記録が存在しないにもかかわらず、不正に介護給付費及び介護扶助費を請求し、受領した。

(3) 虚偽報告(介護保険法第77条第1項第7号、生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項第5号)

監査において提出を求めた物件について、「存在しない」とする虚偽の報告を行い、提出しなかった。

事例4

サービス種別：特定施設入居者生活介護

処分内容：6ヶ月間の指定利用者の受入停止

処分理由：運営基準違反、不正請求

(1) 運営基準違反(介護保険法第77条第1項第4号)

ア 特定施設サービス計画の作成にあたり、長期間にわたり多数の利用者に係る特定施設サービス計画の原案について、利用者等への説明を怠り、文書による同意を得ず、特定施設サービス計画の交付を行っていなかった。

イ 一部の利用者の健康状況を把握できておらず、健康保持のための適切な措置が講じられていなかった。

(2) 不正請求(介護保険法第77条第1項第6号)

特定施設サービス計画の作成にあたり、長期間にわたり多数の利用者に係る特定施設サービス計画の原案について、利用者等への説明を怠り、文書による同意を得ず、特定施設サービス計画の交付を行っていなかったにもかかわらず、給付費を請求し受領した。

事例5

サービス種別：介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

処分内容：新規利用者の受入停止及び介護報酬の上限7割

処分理由：不正の手段による指定、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁

- (1) 不正の手段による指定（介護保険法第77条第1項第9号、第92条第1項第9号及び方第115条の9第1項第9号）
勤務予定のない者の名義を使用し、人員基準を満たすものとして虚偽の指定申請を行い、指定を受けた。
- (2) 不正請求（介護保険法第92条第1項第6号）
人員基準欠如の状態であったにもかかわらず、介護給付費の減算を行わず、また、看護体制加算を算定して請求を行った。
- (3) 虚偽報告（介護保険法第77条第1項第7号、方第92条第1項第7号及法第115条の9第1項第7号に該当）
人員基準を満たすことを装うための虚偽の書類を正式なものとして監査で提出した。
- (4) 虚偽答弁（介護保険法第77条第1項第8号、方第92条第1項第8号及法第115条の9第1項第8号に該当）
上記(1)及び人員基準違反に関して、監査において偽装行為を隠蔽する旨の答弁を行った。